

「令和3年度二国間クレジット取得等のためのインフラ整備調査事業のJCM実現可能性調査（低炭素脱炭素分野）」（経済産業省事業）  
 に係る企画提案 Q&A  
 （追加分：2021年6月11日作成）

No	質問事項	回答
1	共同提案の場合、再委託比率は共同提案者分経費を含めて計算し、全体の50%を超える場合には別添1の理由書が必要か。	共同提案者の費用は、精算ありの「再委託費」に該当しますので、ご質問記載の通り、再委託比率は共同提案者分経費を含めて計算し、事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超える場合には別添1の理由書が必要です。
2	別添1の理由書が必要な場合、理由書内の「再委託先の選定方法又は理由」に「共同提案者であること」と記載することは妥当か。もしくは何らか別の理由が必要か。	別添1理由書内の『3. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等』の表中の「再委託先の選定方法又は理由」の欄において、「共同提案者であること」と記載して頂くことは差し支えありませんが、『5. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由』において、当該先を共同提案者とする必要理由及び選定理由に関しては、より詳細な記載をお願いします。
3	様式2の「11. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況」の欄には、認定等の状況の他、何か補足的に記載する必要はあるのか。	<p>様式2の「11. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況」に挙げている以下の認定等の状況を記載するのみで結構です。該当しない場合には、「該当なし」と記載してください。それ以外の補足的な記載は不要です。</p> <p>※女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況</p> <p>※女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る）の策定状況（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る）</p>